

①対象者・・・町に5年以上定住する意思のあるUターン者

ここでいう「Uターン」とは、町に5年以上住所を有していた方が、県外に1年以上住所を有し、町に再び移住してきたことを言います。 県外の大学等に1年以上在学された方も対象となります。

②補助対象経費・・・Uターン時に引越業者及び運搬業者に支払う荷物に要する費用

補助対象者自身が運搬するための費用（レンタカー代、ガソリン代等）は対象となりません。

③補助金額・・・補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数は切り捨て）

補助金額の上限額は50,000円です。

④申請方法・・・交付申請書に必要書類を添付して黒潮町役場企画調整室までご提出ください。

必要書類：戸籍の附票 → 町に5年、県外に1年以上居住したことを確認します。

※黒潮町に本籍がある場合は不要。

領収書・請求書の写し → 対象経費と依頼業者を確認します。

県税の納税証明書 → 県の補助金を活用するため滞納の有無を確認します。

在学証明書等（対象者のみ） → 県外の大学等に1年以上在学したことを確認します。

⑤申請期限・・・町に住所を有した日から1年以内に申請してください。

⑥交付方法・・・補助金交付決定後、請求書のご提出により振込します。

その他不明点等については、黒潮町役場 企画調整室 地域振興係までお問合せください。

電話：0880-43-2177 メール：10211010@town.Kuroshio.lg.jp

